令和９・10年度愛媛県建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領

１　申請書の受付期間

(1) 定期受付

提出方法	受付期間
電子申請	令和８年11月９日（月）から令和８年12月21日（月）まで （申請システム稼働時間：午前９時～午後８時、11月14日、15日、23日を除く）

※申請は、入札参加資格審査申請システム（本要領において「申請システム」という。）を使用して行ってください。

※やむを得ない事情により書面による申請を希望する場合は、６の問合せ先に問い合わせてください。

(2) 随時受付

定期受付期間終了後は、随時受付を行います。

令和８年度中に随時受付を行ったものについての入札参加資格の付与は、令和９年５月以降に行います。

また、令和９年４月以降に随時受付を行ったものについては、原則として、受付月の翌々月以降に入札参加資格の付与を行います。

２　様式等

(1) 様式、申請要領等については、県ホームページに掲載しています。

https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/160244.html

（参考）アクセス方法

・「愛媛県庁ホームページ」→「県政運営」→「入札・契約」→「入札」→「参加資格」内

(2) 必ず新様式をダウンロードの上ご利用ください。（過去の様式は使用できません。）

(3) エクセルファイルの加工（行・列の追加削除や欄外に計算式を入れるなど）はしないでください。

(4) 申請システムでの添付資料のアップロードは１０ＭＢまでとなっております。これを超えることなどにより申請システムに添付資料がアップロードできない場合は、申請システム添付ファイル登録画面で「提出資料を郵送するため、添付ファイル登録は実施しません。」に必ずチェックのうえ、審査先まで紙での郵送をお願いします。

(5) 書類を電子ファイルにスキャンする場合は、使用印鑑届はカラー、それ以外は白黒でスキャンしてください。

３　申請書類の審査先等

(1) 建設工事（県内業者）

・審査先は、２ページに記載の主たる営業所の所在地を所管する地方局建設部又は土木事務所です。

・添付ファイルは、どの項目に対する書類かが分かるファイル名としてください。

(2) 建設工事（県外業者）　及び 測量・建設コンサルタント等（県内・県外業者）

・審査先は、土木部土木管理局土木管理課です。

【申請内容の補正指示に関する問い合わせ及び添付書類を郵送で送付する場合の送付先】

提　出　先	申請者の所在地	
	建設工事	測量・建設コンサルタント等
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790-8570　松山市一番町四丁目４番地２ 電話番号　089-912-2643	県　外	すべて （県内及び県外）
東予地方局四国中央土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒799-0404　四国中央市三島宮川四丁目６番55号 電話番号　0896-24-4455（内線308、309）	四国中央市	
東予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒793-0042　西条市喜多川796番地１ 電話番号　0897-56-1300（内線408、448）	新居浜市、西条市	
東予地方局今治土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒794-0027　今治市南大門町二丁目５番地１ 電話番号　0898-23-2500（内線262、268）	今治市、越智郡（上島町）	
中予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒790-8502　松山市北持田町132番地 電話番号　089-909-8769（ダイヤルイン）	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡（松前町、砥部町）	
中予地方局久万高原土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒791-1201　上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号　0892-21-1210（内線415、416）	上浮穴郡（久万高原町）	
南予地方局大洲土木事務所事業管理課（契約・建設業係） 〒795-8504　大洲市田口甲425番地１ 電話番号　0893-24-5121（内線304）	大洲市、喜多郡（内子町）	
南予地方局八幡浜土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒796-0048　八幡浜市北浜一丁目３番37号 電話番号 0894-22-4111（内線406、407）	八幡浜市、西宇和郡（伊方町）	
南予地方局西予土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒797-0015　西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号　0894-62-1331（内線134）	西予市	
南予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒798-8511　宇和島市天神町７番１号 電話番号　0895-22-5211（内線407）	宇和島市、 北宇和郡（松野町、鬼北町）	
南予地方局愛南土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒798-4194　南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号　0895-72-1145（内線205）	南宇和郡（愛南町）	

4　提出書類

(1) 建設工事（県内業者）　（○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類・★：愛媛県指定様式）

<table>
<tr><th colspan="2">提出書類</th><th>法人</th><th>個人事業者</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td colspan="2">①-1建設工事入札参加資格審査チェックリスト（県内業者）★</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">①-2建設工事入札参加資格審査申請書（県内業者）★</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2">やむを得ない事情により書面により申請する場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">②印鑑証明書（写し）</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③使用印鑑届★</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2">使用印欄は、愛媛県との契約を行う際に使用する印とすること。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">④未納がない旨の証明書の写し</td><td>法人税、消費税及び地方消費税</td><td>○</td><td></td><td rowspan="2">税務署</td><td>※納税証明書
「その３の３」または「その３」</td></tr>
<tr><td>所得税、消費税及び地方消費税</td><td></td><td>○</td><td>※納税証明書
「その３の２」または「その３」</td></tr>
<tr><td>愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="2">手のひら県庁愛媛県地方局、支局(電子申請も可能)</td><td>※「納税証明書の省略申込」を行う場合：手のひら県庁の「申請状況確認」により、「申込詳細」を印刷の上、添付
※納税証明書の交付申請手続きを行う場合：「県税等の未納がないことの証明」</td></tr>
<tr><td>個人県民税</td><td></td><td>○</td><td>市町</td><td>※納税証明書
「県税等の未納がないことの証明」</td></tr>
<tr><td>納税の猶予等※の許可を受けた通知書の写し（※国　税：納税の猶予
地方税：徴収の猶予）</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2">⑤に関して、納税の猶予等を受けている場合のみ</td></tr>
<tr><td colspan="5">※納税証明書は証明年月日が申請日から３か月以内のものを添付すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤直近の総合評定値通知書に係る経営規模等評価申請書の控えの写し</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2">受理印のあるもの、「技術職員名簿」及び「建設機械保有状況一覧表（該当ある場合）」を添付すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥-1直近の総合評定値通知書の写し</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2">申請日前1年7か月以内の決算日を審査基準日として受審したもので直近のもの（建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP)により経営規模等評価申請を行っている場合は受理印は不要）、「建設機械保有状況一覧表(該当ある場合)」を添付すること</td></tr>
<tr><td></td><td>-2　社会保険等への加入を証明する書類</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2">総合評定値通知書において「未加入」の場合のみ</td></tr>
</table>

⑥	-3　「週休２日制」を規定した就業規則の写し	△	△	労働基準監督署の受付印があるもの ※内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえで、添付すること
	-4　「ひめボス宣言事業所」基本認証の取得を証する書類	△	△	ひめボス事務局が交付するひめボス宣言事業所認証書の写し（有効期間内のものに限る）を提出
	-5　育児休業制度及び介護休業制度を規定した就業規則の写し	△	△	労働基準監督署の受付印があるもの ※内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえで、添付すること
	-6　次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の写し及び愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写し	△	△	愛媛労働局の受付印があるもの
⑦申請内容を証明する書類等	（ア）有資格者以外の従業員の在籍状況を証明する書類	○	○	当該従業員が「その他職員」及び「事務職員」のいずれに該当するかを添付書類に付記すること。 ※有資格者以外の従業員が存在しない場合は提出不要
	（イ）優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）表彰状の写し	△	△	
	（ウ）協力雇用主への登録を証明する書類	△	△	法務省保護観察所が発行する証明書
	（エ）建設機械の保有状況を証明する書類★	△	△	「添付様式第３号　建設機械保有状況一覧表」 「添付様式第４号　建設機械のリース契約に関する申出書」
	（オ）建設業労働災害防止協会への加入を証明する書類	△	△	同協会愛媛支部長が発行する加入証明書の写し（証明年月日が申請日から３か月以内のもの）
	（カ）第三者賠償責任補償保険の加入を証明する書類★	△	△	「添付様式第６号　第三者賠償責任補償保険加入チェックリスト」
	（キ）不当要求防止責任者講習受講修了書の写し	△	△	
	（ク）地域貢献活動の実績を証明する書類★	△	△	「添付様式第１号　地域貢献活動の実績調書」（写し可）

	（ケ）インターンシップ、出前講座等の活動実績を証明する書類★	△	△	「添付様式第２号 インターンシップ事業、出前講座等の実績調書」（写し可）
	（コ）えひめゼロ・カーボンの認証証書の写し	△	△	
	（サ）技術者の資格等を証明する書類	○	○	若年者・女性の技術関係職員に該当する場合を含む
	（シ）外国人建設人材の育成等の受入れ体制整備にかかる書類★	△	△	「添付様式第７号　外国人建設人材にかかるチェックリスト」及び資料
	（ス）建設機械運転業務の資格等を証明する書類★	△	△	「添付様式第５号 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削）特別教育チェックリスト」
	（セ）防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の資格を証明する書類	△	△	防災士：防災士認証状又は防災士証の写し 地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士：登録証の写し
	（ソ） ①雇用障害者の障害等級または程度を証明する書類 ②障害者雇用状況報告書の写し	△	△	
	（タ）該当する表彰状の写し	△	△	

（注）（サ）（ス）（セ）の該当者について、⑦（ア）で在籍状況を証明する書類を添付していない場合は、別途証明書類を添付してください。

(2) 建設工事（県外業者）　（○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類・★：愛媛県指定様式）

<table>
<tr><th colspan="2">提出書類</th><th>法人</th><th>個人
事業者</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td colspan="2">①-1建設工事入札参加資格審査チェックリスト（県外業者）★</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">①-2建設工事入札参加資格審査申請書（県外業者）★</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2">やむを得ない事情により書面により申請する場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">②印鑑証明書（写し）</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③使用印鑑届★</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2">使用印欄は、愛媛県との契約を行う際に使用する印とすること。
なお、一部委任の場合は、支店・営業所等分と本店分でそれぞれ提出すること。</td></tr>
<tr><td colspan="6">入札・契約等に係る権限を、<u>支店・営業所等に委任する場合</u>に提出すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>④年間委任状</td><td>△</td><td></td><td colspan="2">様式は任意とし、委任期間は令和９年４月１日から令和11年３月31日までとすること。
なお、一部委任の場合は、委任する業種を明記すること。
※委任者・受任者の押印要。</td></tr>
<tr><td></td><td>⑤建設業許可申請書別紙２（建設業法施行規則に定める様式第１号別紙２）の写し</td><td>△</td><td></td><td colspan="2">最新の状況のもの
（委任先営業所の所在地、許可業種確認のため）</td></tr>
<tr><td></td><td>⑥建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（建設業法施行規則に定める様式第11号）の写し</td><td>△</td><td></td><td colspan="2">最新の状況のもの
（委任先営業所の代表者の職・氏名確認のため）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">※支店・営業所等最新の状況が、許可もしくは許可更新後の変更によるものの場合は、建設業法施行規則に定める変更届出書（様式第22号の2（第１面、第２面））を提出すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">⑦未納がない旨の証明書の写し</td><td>法人税、消費税及び地方消費税</td><td>○</td><td></td><td rowspan="2">税務署</td><td>※納税証明書
「その3の3」または「その3」</td></tr>
<tr><td>所得税、消費税及び地方消費税</td><td></td><td>○</td><td>※納税証明書
「その3の2」または「その3」</td></tr>
<tr><td>愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税　　（注）</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="2">手のひら県庁
愛媛県地方局、支局（電子申請も可能）</td><td>※「納税証明書の省略申込」を行う場合：手のひら県庁の「申請状況確認」により、「申込詳細」を印刷の上、添付</td></tr>
<tr><td>納税の猶予等※の許可を受けた通知書の写し（※国　税：納税の猶予
地方税：徴収の猶予）</td><td>△</td><td>△</td><td>※納税証明書の交付申請手続きを行う場合：「県税等の未納がないことの証明」</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧に関して、納税の猶予等を受けている場合のみ</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">※納税証明書は証明年月日が申請日から３か月以内のものを添付すること。</td></tr>
</table>

⑧工事経歴書 （建設業法施行規則に定める様式第２号）		○	○	受注を希望する業種について許可行政庁に提出した直近の決算変更届における工事経歴書の写しを添付すること
⑨直近の 総合評定値通知書の写し		○	○	申請日前１年７か月以内の決算日を審査基準日として受審したもので直近のもの
	社会保険等への加入を証明する書類	△	△	総合評定値通知書において「未加入」の場合のみ

（注）本県では、県外業者についても、愛媛県内の営業所等の有無に関わらず、愛媛県が課税する全ての県税について未納がないことを確認することとしており（営業所等がない場合であっても、課税対象となる税目（不動産取得税、自動車税等）があるため）、納税証明書（愛媛県税について未納がない旨の証明書）の写しの添付を求めています。

(3) 測量・建設コンサルタント等　（○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類・★：愛媛県指定様式）

<table>
<tr><th colspan="3">提出書類</th><th>法人</th><th>個人
事業者</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td colspan="3">①-1建設工事入札参加資格審査チェックリスト
（測量・建設コンサルタント等）★</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">①-2建設工事関連業務入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）★</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2">やむを得ない事情により書面により申請する場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">②測量等実績調書</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">③技術者経歴書</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2">※建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務、地質調査業務、補償関係ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の写しがある場合、当該業種については省略可能</td></tr>
<tr><td colspan="3">④印鑑証明書（写し）</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">⑤使用印鑑届★</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2">使用印欄は、愛媛県との契約を行う際に使用する印とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑥年間委任状　（県外業者のみ）
※入札･契約等に係る権限を、支店･営業所等に委任する場合のみ提出</td><td>△</td><td></td><td colspan="2">様式は任意とし、委任期間は令和９年４月１日から令和11年３月31日までとすること。
※委任者・受任者の押印要。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑦現況報告書または登録証明書の写し</td><td>（ア）
測量業者</td><td>測量業者登録証明書の写し</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（イ）
建築士事務所</td><td>建築士事務所登録証明書の写し
(建築一般を希望する場合)</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2">※建築一般に係る入札･契約等の権限を、営業所等に委任する場合、当該営業所に係る登録証明書を添付すること。</td></tr>
<tr><td>（ウ）
建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ
地質調査業者
補償ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ</td><td>現況報告書(直近)の写し</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（エ）
その他</td><td>各登録証明書の写し</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2">不動産鑑定業者、土地家屋調査士、司法書士、計量証明事業者等に係る登録証明書等の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑧未納がない旨</td><td colspan="2">法人税、消費税及び地方消費税</td><td>○</td><td></td><td rowspan="2">税務署</td><td>※納税証明書
「その3の3」または「その3」</td></tr>
<tr><td colspan="2">所得税、消費税及び地方消費税</td><td></td><td>○</td><td>※納税証明書
「その3の2」または「その3」</td></tr>
</table>

の証明書の写し	愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税（注）	○	○	手のひら県庁愛媛県地方局、支局（電子申請も可能）	※「納税証明書の省略申込」を行う場合：手のひら県庁の「申請状況確認」により、「申込詳細」を印刷の上、添付 ※納税証明書の交付申請手続きを行う場合：「県税等の未納がないことの証明」
	個人県民税 ※県内個人事業者のみ必要		△	市町	
	納税の猶予等※の許可を受けた通知書の写し（※国　税：納税の猶予 地方税：徴収の猶予）	△	△	⑨に関して、納税の猶予等を受けている場合のみ	
	※納税証明書は証明年月日が申請日から３か月以内のものを添付すること。				

（注）本県では、県外業者についても、愛媛県内の営業所等の有無に関わらず、愛媛県が課税する全ての県税について未納がないことを確認することとしており（営業所等がない場合であっても、課税対象となる税目（不動産取得税、自動車税等）があるため）、納税証明書（愛媛県税について未納がない旨の証明書）の写しの添付を求めています。

５　未納がない旨の証明書（納税証明書）について

証明年月日が入札参加資格申請書の申請日前３か月以内のものを提出してください。

(1) 国税（法人税または所得税、消費税及び地方消費税）

すべての申請者（県内、県外問わず）が、税務署で発行された証明書の写しを添付すること。（納税証明書のオンライン請求手続が利用できます。）

手続きについては、次のＨＰをご参照ください。

国税庁ＨＰ：https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm

(2) 愛媛県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税

すべての申請者（県内、県外※問わず）が、手のひら県庁（えひめ電子申請システム）から「納税証明書の省略申込」を行うか、愛媛県各地方局税務管理課・税務課または支局税務室で発行された証明書の写しを添付する必要があります（郵便請求又は電子申請も可能）。

※本県では、県外業者についても、愛媛県内の営業所等の有無に関わらず、愛媛県が課税する全ての県税について未納がないことを確認することとしております（営業所等がない場合であっても、課税対象となる税目（不動産取得税、自動車税等）があるため）。

・手のひら県庁から「納税証明書の省略申込」を行う場合は、次のＨＰをご参照下さい。
https://www.pref.ehime.jp/page/110503.html

・愛媛県税の納税証明書交付申請手続きについては、次のＨＰをご参照ください。
https://www.pref.ehime.jp/page/1680.html

・手のひら県庁から納税証明書の交付申請を行う場合は、次のＨＰをご参照ください。
https://www.pref.ehime.jp/page/1679.html

(3) 個人県民税（県内個人事業者のみ対象）

住所地の市町（市（町）民税担当課）で発行された証明書の写しを添付すること。

なお、個人県民税について未納がないことが証明されている内容であれば、納税証明書、完納証明書等名称は問わないほか、他の税目とあわせた証明書でも構いません。（また、非課税である場合は、非課税である旨の証明書の提出も認めます。）

(4) 未納がない旨の証明書（納税証明書）の申請・交付場所

<table>
<tr><th>税　　目</th><th colspan="4">申　請　・　交　付　場　所</th></tr>
<tr><td>法人税または所得税、消費税及び地方消費税</td><td colspan="4">主たる事務所の所在地を管轄する税務署</td></tr>
<tr><td rowspan="4">すべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税</td><td colspan="4">最寄りの地方局税務管理課（南予地方局にあっては税務課）または支局税務室（下表のとおり）
※県外業者は、どの窓口に対しても申請（郵便請求可）できます。</td></tr>
<tr><td>東予地方局</td><td>税務管理課
収納管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ</td><td>〒793-0042
西条市喜多川796番地1</td><td>0897-56-1300
（内線 222）</td></tr>
<tr><td>東予地方局
今治支局</td><td>税務室
収納管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ</td><td>〒794-0027
今治市南大門町二丁目5番地1</td><td>0898-23-2500
（内線 301）</td></tr>
<tr><td>中予地方局</td><td>税務管理課
収納管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ</td><td>〒790-8502
松山市北持田町132番地</td><td>089-909-8752
（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）</td></tr>
</table>

	南予地方局	税務課 収納管理係	〒798-8511 宇和島市天神町7番1号	0895-22-5211 （内線 232）
	南予地方局 八幡浜支局	税務室 収納管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ	〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号	0894-22-4111 （内線 230）
個人県民税	住所地の市町（市（町）民税担当課）			

６　問合せ先

（システムに関すること（ヘルプデスク））

愛媛県資格申請システムヘルプデスク

TEL ： 0120-95-9445（フリーダイヤル）

メール：fjj-cont-calsehimelb@dl.jp.fujitsu.com

※ 受付時間：平日9時～18時

※ メールは24時間受付可能ですが、ご回答は上記の受付時間内で実施いたします。

※ 受付期間中（11月9日～12月21日）のみの対応のみ可能です。申請開始前、申請期間以降は利用不可となります。

［対応可能なお問合せ］

・資格申請システムを利用するためのPC設定

・資格申請システムの操作に関するもの

［対応不可のお問合せ］

・一般的なPC操作（例：ZIPファイルの解凍方法など）

・資格申請の要領、規約、入力内容に関すること

（上記を除く全般の問い合わせ）

愛媛県総務部総務管理局行政経営課　 TEL ： 089-968-2294

※ 受付時間：平日8時30分～17時15分(ただし、12時00分から13時00分を除く)

※ フォームでのお問い合わせはこちらから：https://logoform.jp/form/XG6n/1846142

（申請・受付）

２ページを参照してください。

※ 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分(ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分を除く)

（参考資料）

・各評価項目に係る基準日

・労働福祉の状況（県内業者）の記入方法及び添付書類について

○各評価項目に係る基準日（令和9・10年度格付け）

1　加点評点（対象：県内業者）

項目	定期受付・随時受付	参加資格取得後の業種追加
経営事項審査結果	直近の経営事項審査結果	直近の経営事項審査結果
県工事の業種別平均工事成績	令和3～7年度に成績評定を行った県工事（他部局を含む）	定期受付と同じ
技術者数	直近の経営事項審査基準日	直近の経営事項審査結果
技能労働者数	直近の経営事項審査基準日	直近の経営事項審査結果
優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）	入札参加資格審査申請日（申請前の受賞歴）	定期受付と同じ
表彰受賞歴	令和4～8年度（定期受付の提出期限（令和８年12月21日）内）の受賞歴	定期受付と同じ
建設業労働災害防止協会加入	入札参加資格審査申請日	定期受付と同じ
第三者賠償責任補償保険加入	入札参加資格審査申請日の属する月の初日 ※定期受付に限り、加入申込み中であっても認めます。	定期受付と同じ
建設機械の保有状況	直近の経営事項審査基準日	直近の経営事項審査結果
建設機械の運転業務有資格者	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
地域貢献度		
①地域貢献活動	令和6年11月1日～令和8年10月31日	定期受付と同じ
②本県との非常事態に関する協定の締結	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
③防災士等の有資格者	〃	定期受付と同じ
担い手確保		
①雇用維持	直近の経営事項審査基準日	直近の経営事項審査結果
②若年者雇用	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
③女性の雇用	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
④障害者雇用	令和8年6月1日	定期受付と同じ
⑤入職促進		
・えひめジョブチャレンジU－15受入れ事業所登録	令和8年10月31日	定期受付と同じ
・インターンシップ受入れ等	令和6年11月1日～令和8年10月31日	定期受付と同じ
外国人建設人材の育成等の受入れ体制整備	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
カーボンニュートラルへの取組み	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
・「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」の認定	※定期受付に限り、認証申請中であっても認めます。	
労働福祉		
①就業規則における「週休２日制」の規定	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
②「ひめボス宣言事業所」基本認証の取得	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
③就業規則における育児休業制度及び介護休業制度の規定	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
④一般事業主行動計画の策定	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
不当要求防止責任者講習受講	令和5年4月1日～令和8年10月31日までの間の受講実績	定期受付と同じ
協力雇用主	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ

2　減点評点（対象：県内・県外業者）

項目	定期受付・随時受付	業種追加
過去の入札参加資格停止措置又は建設業法に基づく監督処分	令和6年11月1日～令和8年10月31日の処分等	定期受付と同じ

「14の欄（県内工事）」の記入方法及び添付書類について

○申請内容

申請項目		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤	パターン⑥	パターン⑦	パターン⑧
(2)	就業規則における「週休2日制」の規定	有	有	有	有	無	無	無	無
(3)	「ひめボス宣言事業所」基本認証の取得	有	無	無	無	有	無	無	無
(4)	就業規則における育児休業制度及び介護休業制度の規定	無を選択	有	有	無	無を選択	有	有	無
(5)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	無を選択	有	無	無を選択	無を選択	有	無	無を選択

○添付書類

申請項目		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤	パターン⑥	パターン⑦	パターン⑧
(2)	就業規則における「週休2日制」の規定	就業規則の写し（該当箇所に下線等）	就業規則の写し（該当箇所に下線等）	就業規則の写し（該当箇所に下線等）	就業規則の写し（該当箇所に下線等）	－	－	－	－
(3)	「ひめボス宣言事業所」基本認証の取得	「ひめボス宣言事業所」認証書の写し ※認証申請中の場合は、~~欄内に「申請中」と記入~~	－	－	－	「ひめボス宣言事業所」認証書の写し ※認証申請中の場合は、~~欄内に「申請中」と記入~~	－	－	－
(4)	就業規則における育児休業制度及び介護休業制度の規定	－	※就業規則の該当箇所に下線等	※就業規則の該当箇所に下線等	－	－	就業規則の写し ※就業規則の該当箇所に下線等	就業規則の写し ※就業規則の該当箇所に下線等	－
(5)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	－	一般事業主行動計画策定届の写し	－	－	－	一般事業主行動計画策定届の写し	－	－